

尾張藩の造林政策と「三浦・三ヶ村御山守」

芳賀和樹

はじめに

一 加子母村における御植木林の創出

二 スギ・ヒノキの育成試験

(一) スギ実生苗の育成

(二) ヒノキの種子の直播

三 木曽材木方からの種子の注文

(一) 種子の注文・採取・送付

(二) ヒノキの種子の採取

(三) コナラ・ミズナラの種子の採取

四 御巢山における村方の森林利用と跡地造林

(一) マツの根株の採取と跡地造林

(二) 低木等の「下払」と跡地造林

(三) 跡地造林の成果と枯損木・残材の活用

五 御材木仕出後の跡地造林と山引苗の調達

おわりに

はじめに

本稿の目的は、一八世紀後半における尾張藩の造林政策に着目し、それに果たした「三浦・三ヶ村御山守」(以下、原則として御山守と表記)の役割を考察することである。

尾張藩領では、江戸時代初期における幕府・藩の大量伐採によって、早くも寛永期(一六二四～四四)には「尽山」と称されるほど森林の荒廃が進んだ。このため寛文期(二六六一～七三)になると、藩は木曽山支配を木曽代官の山村甚兵衛から分離して直轄化するとともに、ヒノキ等の有用樹種が生育する山々を御留山に指定して立木の伐採を全面的に禁止した(寛文林政改革)。なお同藩は、御留山の指定以前から、幕府に献上する鷹狩用の鷹雛を確保する目的で御巢山を設定し、村人の立ち入りを禁止していた。こうした御留山・御巢山は藩直轄の禁伐林であり、村人が家作木や薪の取得に利用できたのは、主としてこれらを除外した明山と呼ばれる

山々であった。しかし森林の荒廃はなおも進行したため、享保期(一七一六～三六)になると藩は御留山・御巢山の外縁部に鞆山と呼ばれる禁伐林を設定し、さらにヒノキ・サワラ・コウヤマキ・アスヒ(アスナロ)・ネズコの五種を御停止木に指定して伐採を禁止した。これらの御停止木は、御留山・御巢山はもちろん、明山や村人の持山である百姓控林、村人の屋敷林であっても禁伐とされた(享保林政改革)⁽¹⁾。

しかし、有用樹種の健全な生長を図るには、伐採の抑制だけでなく、「森林をコントロール」し、適切な生育環境を整えなければならない。このため同藩では、一八世紀以降、枯損木を用いた御用材の伐出(御材木仕出)が積極的に実施された。こうした枯損木の利用は、円滑な天然更新のための環境をつくり出し、結果的にヒノキを中心とした林相の維持に大きな役割を果たしたといわれる⁽²⁾。

その一方で、一八世紀後半以降、同藩ではヒノキヤクリ等の植林が進められた。ここで尾張藩領における植林について、先行研究の指摘を確認しておこう。まず所三男氏によると、尾張藩は享保林政改革の直後、福島関所周辺にスギ・ヒノキ・サワラ等の苗木一万本以上を植栽したが、活着率が低く失敗であったという⁽³⁾。一方、藤田佳久氏は、この享保期の植林を同藩林政はじめての本格的な植林事業として積極的に評価するが、結果については同じく失敗という評価を与えている⁽⁴⁾。一八世紀後半の植林については、徳川義親氏が「人工植林をなした年」として明和五年(一七六八)・安永元年(一七七二)・天保一三年(一八四二)・弘化四年(一八四七)を列挙しており重要であるが、「木曾に於ては人工植林を為せし場合なきにあらねども、成蹟挙げざりしを以て、余り行はれざりき」と述べている⁽⁵⁾。これらの研究により、尾張藩領における森林の育成は、基本的に天然更新に依拠したと

いわれる。

こうしたなか田原昇氏の指摘は示唆に富む。田原氏は、徳川氏が析出した植林の四つの画期について、この時期に植林が進められた理由を、田沼時代の勘定奉行石谷清昌による「差杉差檜」事業と、天保改革期の勘定奉行梶野良材による伐採跡地への苗木植付事業が、それぞれ全国的に推進されたためと説明した。つまり、こうした幕府の植林事業が木曾山へ波及した結果、尾張藩領でも同時期にヒノキ等の植林事業が進められたとの見解である。そのうえで一八世紀後半以降、木曾山で実際にヒノキヤクリ等の植林が進められた点を明らかにしている⁽⁶⁾。

本稿は、こうした田原氏の研究に学びつつ、目を信州木曾山から三浦山・濃州三ヶ村山(いわゆる裏木曾山、図1・2参照)に転じ、当該地域における造林の展開について検討したい。なお所氏は、当該地域では「木曾では殆んど成功しなかつた植樹造林が部分的に実施され、殊に杉の造林成績には見るべきものがあつたこと」を指摘している⁽⁷⁾。これは重要な見解であるが、その点に関する具体的な分析はみられない。また『岐阜県林業史』は、濃州三ヶ村における植林について史料を引用しつつ言及しているが、充分な検討が加えられているとはいえない⁽⁸⁾。

ところで近年、三浦山・濃州三ヶ村山にかかわる林政史研究を推進しているのが太田尚宏氏である。太田氏は、尾張藩のもとで信州筑摩郡王滝村の「三浦山(飛驒・美濃・信濃の国境に位置)と、濃州恵那郡「三ヶ村(加子母・付知・川上)の森林を管理した御山守内木家に着目し、同家にのこる史料群の分析から、尾張藩の森林管理に果たした役割や、職務内容と記録類の関係等の子細に明らかにしている。特に本稿との関わりにおいては、「天然更新を基本とした木曾山・三ヶ村山では、疵入りや枯死した立木、

および根返り・押出しなどで生育が不可能になった樹木を除去し、幼木をはじめとする次世代への更新を円滑に進める環境をつくることは重要な課題」であり、そのためには、「森林の保続に関わるさまざまな経験を蓄積」した内木家のような「巧者」が不可欠であったという指摘は重要である。¹⁰⁾ 本稿では、こうした太田氏の指摘を受け、尾張藩の造林政策に果たした御山守の役割を考察する。

本稿で取りあげる「三浦・三ヶ村御山守」は、享保林政改革にもなつて設置された役職である。¹¹⁾ この役職に代々就任したのは濃州恵那郡加子母村の内木家で、享保一五年に御山守に命じられるまでは同村の庄屋を務めていた。御山守を務めたのは一〇代武益から一五代武敬までの六代で、その系譜を示すと、武益(宝暦四年八月死去)―武久(安永四年六月死去)―武信(寛政一一年四月死去)―武脇(文政二年正月死去)―武濃(嘉永二年一月死去)―武敬(明治二年二月死去)となる。内木家の当主は代々彦七または彦七郎を通称とし、御山守に就任すると、嫡子は御山守見習に就任して善右衛門(善左衛門)を名乗るのが通例であった。

この「三浦・三ヶ村御山守」は、当初、享保林政改革を主導した市川甚左衛門の配下に置かれていたが、市川が元文五年(一七四〇)に木曾材木奉行に就任したことを契機として木曾材木方の支配下に移った。この木曾材木方は尾張藩の森林管理を所管した部局で、名古屋と信州上松に役所を有した。御山守の基本的な職務には、①三浦山の「御境伐明ヶ」と御山見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐の摘発と吟味、④家作見分、⑤「御山見廻帳面」類の作成・送付、⑥村方からの森林利用に関わる諸願の取り次ぎ等があった。¹²⁾

さらに宝暦期(一七五一―一七六四)以降には、これらの本務に加え、「木口印

入」の立ち合いが命じられた。この木口印入は、刻印面に文字が刻まれたハンマー状の道具を樹木の表面に叩きつけるようにして印章を打刻する作業で、木口印には根木口印・株木口印等の種類があった。根木口印は御材木仕出に先立って伐採すべき樹木を選定し、その根元に打刻するもので、株木口印は伐出後の株木の断面に打刻するものであった。

ところで一八世紀以降の尾張藩は、良木を温存するため、御材木仕出に枯損木や伐出跡地の残材を活用するようになった。さらに宝暦―明和期(一七五一―一七七二)になると、濃州三ヶ村山で御材木仕出が活発になった。こうしたなかで、御材木仕出に先立ち、伐採すべき枯損木と温存すべき良木を選別する根木口印の打刻作業は重要性を増した。この根木口印の打刻に立ち会うことを通じて、内木家は濃州三ヶ村の森林を調整する役割を担うことになった。

以上を踏まえ、まず第一章では、三浦山・濃州三ヶ村における造林政策として画期的であったと思われる延享期(一七四四―一七四八)の御植木林の創出について検討する。次に第二章・第三章では、樹木の種子の調達とそれに基づくスギ・ヒノキの育成試験の意義を、技術にも注目しながら考察する。さらに第四章・第五章では、森林に放置された残材や枯損木の利用、御材木仕出に着目し、その跡地における造林の様相を明らかにする。なお本稿では、植林だけでなく、種子の採取・直播、苗木の調達・育成、樹木の生育環境の整備等、森林の育成にともなう要素を多角的に検討するため、「造林」という用語を使用する。

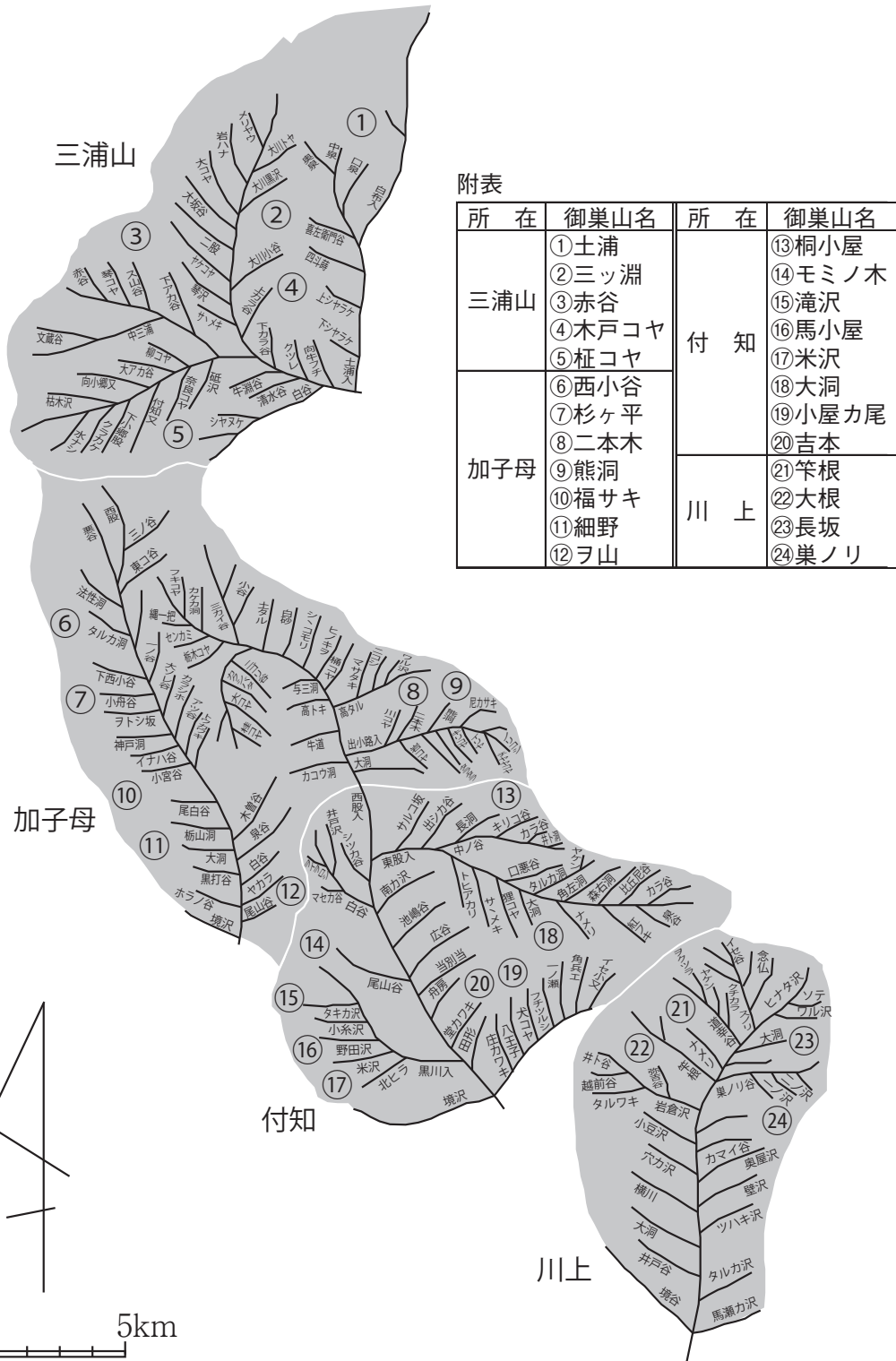


図2 三浦山・濃州三ヶ村の沢と御巢山

出典：「岐嶺惣山、三浦・三ヶ村山略図」（徳川林政史研究所収集絵図 林絵図36、徳川林政史研究所所蔵）をもとに作成。

註：図中の丸数字は御巢山の位置を示し、附表と対応する。沢名・御巢山名の表記は同絵図に依拠した。

一 加子母村における御植木林の創出

延享四年（一七四七）三月には、加子母村に「御上」の御植木林が創出された。この御植木林は文字通り領主直轄の人工林であり、その造成は三浦山・濃州三ヶ村における造林政策として画期的であったと考えられる。ここでは、同村の組頭が武益らに差し出した一札から、その経緯を確認する。
〔史料一〕

指出申一札之事

今度 御上之御植木林被仰付候ニ付、各様場所為御見分御見廻被成候、村中兼而其段致承知、地方指支無之、御植木生立宜場所見立置候様ニと被仰渡、委細致承知、組頭共并村方大小之惣百姓中打寄致吟味、加子母村前御山和泉洞之内小たいらと申所ハ、地方指支も無御座、御植木林ニ被仰付候而生立可然様ニ存候故、此場所ニ御極被下之様ニと御願申候所、各様委細御見分御吟味之上、村方願之通右所ニ御極被下、則此度木苗御植被成、村方不殘罷出、場所・間数并御植木之次第、具ニ致承知候所相違無御座候、向後御林ニ罷成候上ハ、村中互ニ申合急度相慎、毛頭鹿抹之儀仕問敷候、為後日連判一札指上申所如件

延享四年卯三月

（加子母村桑原組頭三人、同断百姓六人、

同村中切組頭一人、同村吉金組頭一人、

同村小郷組頭一人省略）

内木彦七殿^(武益)

同 善右衛門殿⁽¹³⁾

右の史料によると、藩は「御上」の御植木林を設定すべく、加子母村に

表1 加子母村の御植木林

組名	地名	間数	苗木本数	樹種	備考
桑原	小平	豎40間程・横40間程	1600本程	杉苗120本程、雑木、松勝	—
中切	炭焼渡	豎70間程・横50間程	1200本程	杉苗107本、雑木、松勝	天然生の小松立
吉金	広野	豎70間程・横40間程	1600本程	杉苗83本、雑木、松勝	天然生の小松立
小郷	小和知野	豎30間程・横50間程	1400本程	杉苗38本、雑木、松勝	—
合計			5800本程	杉苗348本程、雑木、松勝	—

出典：明和3年「戌年中御用状留書」(内木家文書 B59-05-10)より作成。

対して、樹木の良好な生育が見込まれる場所を上申するよう命じた。この結果、同村の「前御山和泉洞之内小たいら」という場所が適当とされ、苗木が植栽された。作業完了後、桑原・中切・吉金・小郷の各組頭は、この御植木林の保護・育成を妨げないことを誓約し、武益らへ一札入れている。この点は、御植木林の管理責任が御山守にあったことを窺わせる。

こうした御植木林は、明和三年（一七六六）九月に作成された「加子母村御植木林覚」⁽¹⁴⁾によると、同村に合計で四か所あり、いずれも延享四年三月に設定されている。なお前掲の一札は、小平にある御植木林のみを対象としているが、残りの三か所についても同様の一札が作成されたものと考えられる。

同史料から、地名や植栽された本数・樹種等を整理したものが表1である。本表によると、御植木林は桑原組小平・中切組炭焼渡・吉金組広野・小郷組小和知野に設定され、植栽された本数は合計五八〇〇本程であった。樹種は「杉之外雑木取交松勝ニ相植申候」とあるようにマツを中心としたが、雑木やスギも植栽された。植栽されたスギの苗木は合計

三四八本程であり、全体の六パーセント程度であった。このほか、「自然と生立申候小松立三而御座候」とあるように、天然のマツの若木が生育していた。一般に苗木の種類には、種子から育てた実生苗や山中に自生する稚樹を掘り取って苗木とする山引苗等があるが、後述するように当該地域では実生苗の育成は盛んとはいえず、御植木林の創出に使用されたのは山引苗であったと考えられる。この延享期における御植木林の創出を契機にして、一八世紀後半の三浦山・濃州三ヶ村では造林政策が推進された。次章では、スギ・ヒノキの育成試験に注目する。

二 スギ・ヒノキの育成試験

(一) スギ実生苗の育成

宝暦〓明和期(一七五二〓七二)には、木曾材木方と御山守により、スギ実生苗の育成が試験的に行われた。まず当時の育苗技術を、宝暦一〇年(一七六〇)「辰年中御用状留」の記事から確認する。

〔史料2〕

兼而申談候杉之実、取らせ指越し候、右蒔付之時節ハ来春雪消候ハ、二月末頃相応之場所ニ可被蒔付候、少々しめり有之候土地可被宜候、下地土を随分細ニ扱、杉種蒔付、種之あらわれざる様ニ上ニさやぬか或ハ鋸屑ニ而も少々ふりかけ可被置候、右ハた、きあかり候へハ生難物ニ候間、た、きのあからざる様ニさやぬか等少々ふりかけ申儀ニ相見候、右之通宜場所ニ苗居ヘニいたし、巻、式尺程ニ生立候時分、所々江植付可然候、猶又其節可被相伺候、先々苗居ニ可被致置候、依之申

尾張藩の造林政策と「三浦・三ヶ村御山守」

入候、以上

(宝暦一〇年)
十二月十二日

内木彦七殿
(武久¹⁵)

名なし

これによると、木曾材木方は他所で採取させたスギの種子を武久へ送付し、雪解け後の翌年二月末ころ、苗畑を整備して蒔き付けるよう命じた。具体的な方法については、湿気のある土地を選び、土を十分に耕してから種子を蒔き付け、風雨等で種子が散乱しないよう鞆糠(靱殻)あるいは鋸屑を撒布するとある。発芽後、高さ一尺〓二尺程度になるまで育成したら植栽可能であるという。

この書状は「杉之実」入りの「紙袋」とともに「御用状箱」に入れられ、同一日に武久の手に到着した。原文書には署名がなく、宝暦一〇年「辰年中御用状留」でも前掲の通り「名なし」との註記が付されているが、武久は木曾材木奉行の目下部兵次郎・寄田清太夫からの御用状であると解釈し、一六日に同人らへ請書を提出した。¹⁶⁾

次にこうしたスギ実生苗の育成結果を、明和五年(一七六八)「子年中御用状留書」の記事から検討する。

〔史料3〕

兼而申談置候通、杉之実ニ袋指越し候、付知・加子母ニ而ハ不生立由候間、今般ハ川上村ニ而地性宜畑を一畝ニ而も二畝ニ而も借り受候而可被蒔立候、蒔候時節来月江入候頃ニ而能候半と存候、右借り請候畑年貢ハ此元ニ而請取、代銀ニ而指遣シ可申候、米相場等其節村方江承り合可被申越候、尤蒔方ハ先年付知村ニ蒔候節承知と相見候得共、猶又為念申入候、土を細かに拵、杉の実不蒔内ニ先ツ養ひをかけ候而、種をおろし、上ニすなニ而もおがくずニ而もかけ、種をおほい置候様可被致

候、勿論木下杯ニ而ハ生立不申候間、日向宜平場之畑ニ被蒔立候様存候、依之右杉種ニ袋指越し候、以上

(明和五年)
正月廿五日

日下部兵次郎
倉林藤右衛門

(武久) 内木彦七殿

この史料によると、これまでの育苗試験は失敗に終わり、付知・加子母両村ではスギ実生苗を育成することができなかった。そこで日下部・倉林は、再びスギの種子を武久へ送付し、今度は川上村で地味の良い畑を借用して、二月初旬に蒔き付けるよう命じた。育苗技術についても記述があり、日当たりの良い平場の畑を選び、土を十分に耕してから肥料を施し、種子を蒔き付け、そのうえに砂や鋸屑を撒布するとある。

右の指示を受けた武久は、二月一〇日、実際に苗畑候補地を見分するため川上村に赴いた。候補地となったのは「浄光寺下モ」にある同村庄屋権兵衛の控地である。翌一日、武久が候補地を見分したところ、同所は「余り山際」であるため苗畑には適さず、代わりに麦を作付けしていた「寺地境道端」へ苗畑をつくることになった。武久は麦を他所へ移植させてから、人足三人に縦四間半・横七間(一畝)の圃場を整備させた。そのうえで「引肥致させ、其跡へ蒔付ケさせ、鋸屑并川砂背負寄セ覆ひニ致させ申也」とあるように圃場に肥料を施し、種子を蒔き付けて、そのうえから鋸屑と川砂をふりかけた。さらに武久は「少々試之為」と称して、付近の草原へもスギの種子を蒔き付けた。¹⁸⁾

このように木曾材木方は、他所で採取させたスギの種子を武久へ送付し、濃州三ヶ村においてスギ苗の育成を模索した。武久もその意向を斟酌し、指示のあった畑に加え、草原へも試験的に種子を蒔き付けた。ところ

が育苗結果は芳しくなく、付知・加子母両村ではスギ実生苗は生育しなかった。川上村での育苗結果は明らかでないが、その後、木曾材木方による武久へのスギ実生苗育成の指示が確認できなくなることから、少なくとも継続が期待されるほど良好な結果ではなかったものと推察される。

(二) ヒノキの種子の直播

宝暦期(二七五二〜六四)にはスギ実生苗の育成だけでなく、ヒノキの種子の直播試験も行われた。ここでいう直播とは、苗木を用いず種子を直接造林地へ蒔き付け、発芽を促す方法である。ここでは宝暦一〇年(一七六〇)「辰年中御用状留」の記事から、その様相を確認する。

〔史料4〕

奉伺候口上之覚

去冬被仰付候檜実蒔付候時節并蒔付候土地宜場所見立申達候様ニと被仰付候処、早春ハ御山内雪深ク漸消除候頃分所々疵木御本切木口印立合場所多ク御座候付、今以場所見分不仕候、然処去夏福崎御巢山内ニ蒔付候檜実如何仕候哉一円生不申候、仍之去秋為取置候檜実、今一応試之為福崎・細野両御巢山御切跡ニ蒔付候而ハ如何可有御座候半哉、尤當時村方農事ニ罷成候付、六月江至蒔付候様ニ仕度奉存候(中略)

(宝暦一〇年)
四月廿四日

(武久) 内木彦七

日 兵次郎様
寄 清太夫様¹⁹⁾

右によると、木曾材木奉行の日下部・寄田は武久へヒノキの種子を山中へ直播するよう命じ、それに先立って適当な時節・場所を見定めるよう指

示した。そこで武久は、前年の夏に福岡御巢山へ直播したヒノキの種子が発芽しなかったことを引き合いに出し、本年も試験的に福岡御巢山・細野御巢山の伐採跡地へ直播することを提案した。ただし、当時は農繁期であつたため、六月になつたら作業に着手したいという。農繁期を避けている点は、直播に要する人足が村方から供されていることを窺わせる。

こうした直播試験は、天明期まで断続的に行われた。たとえば天明七年（二七八七）正月二二日、木曾材木方の酒井重平次は武信へ書状を送り、上松の木曾材木方役所から「檜類」の種子を送付するので「右種之内少シ御残シ置、秋時も御心得可被成候、先ツハ春時第一相見候」と述べ、春だけでなく秋にも試験的に直播するよう命じた。また酒井は「檜明種第一ニ被成、榎ハ先ツハ御見合セ可被成候」と記し、サワラの種子の直播は当面見合わせるよう指示した。この際、上松から送付された「檜類」の種子は、「杣頭善助より役所江指出」されたものであつた。⁽²⁰⁾

なお年代は不明であるが、酒井は八月三日に内木善左衛門へ書状を送り、「来年ハ例之通、里ニも半分御時付、半分者御山内之木立之中、随分苔深くはへ候所へ苔之内へ春御時附御心見有之様ニ致度候、此方猶又おひ立方宜様相見へ候付申達候」と述べ、「檜類」の種子の半分は例年通り里方へ蒔き付け、半分は山中の苔むしている場所へ春に蒔き付けるよう通達している。⁽²¹⁾ 一般にヒノキを含む針葉樹の更新は地表のコケ上で多く、それらの種子の発芽・生存にコケは重要な役割を果たしている。⁽²²⁾ 木曾材木方はこうしたコケの役割を経験的に知得していたといえる。

ところでスギ・ヒノキ類は濃州三ヶ村にも生育していたので、他所の種子を送付しなくても、武久・武信の手元で種子を調達することが可能である。それにもかかわらず、木曾材木方が手間をかけて他所の種子を送付

し、スギ実生苗の育成試験やヒノキの種子の直播試験を命じた理由は、他所でみられた生育のより良いスギ・ヒノキ類を三浦山・濃州三ヶ村でも育成しようとしたためと推察される。

三 木曾材木方からの種子の注文

(一) 種子の注文・採取・送付

木曾材木方は、他所で採取させたスギ・ヒノキ類の種子を武久へ送付する一方で、武久に命じて三浦山・濃州三ヶ村から多様な樹木の種子を調達させた。たとえば宝暦七年（二七五七）九月二五日、木曾材木奉行の目下部兵次郎は武久に対し、ヒノキの種子一斗（一斗は約一八リットル）を注文した。これを受けた武久は、一〇月八日、加子母村・付知村・川上村の各庄屋へヒノキの種子を採取するよう指示している。⁽²³⁾ このように木曾材木方による武久への種子の注文は宝暦期からみられるが、それが本格化するのには明和期のことであつた。明和五年（一七六八）八月、木曾材木奉行の倉林藤右衛門は、武久へヒノキの種子一斗、サワラの種子一斗二升（一升は一・八リットル）、「小ならまき」の種子三斗を注文した。⁽²⁴⁾ この「小ならまき」（コナラマキ）は、広葉樹のコナラを指す方言名である。⁽²⁵⁾ ここではヒノキ・サワラの種子の注文について、武久の対応を確認しよう。

九月二九日、武久は倉林へ書状を送り、「先日被仰付候榎・榎実之儀、川上村模通能御座候付、右村へ申渡置候」と述べ、ヒノキとサワラの種子は川上村で採取するのが都合が良いとして、同村へ採取を命じた旨を報告した。それから約一月後の一〇月二五日、武久は川上村庄屋から受け取っ

たヒノキの種子一斗七升五合（一合は〇・一八リットル）を「孤包」に仕立て、宿継をもって上松の木曾材木方役所へ送付した。また十一月一七日には、同じく川上村で採取させたサワラの種子三合を「日数帳」「人足帳」「御山見廻帳面」類の一種とともに「御用状箱」へ封入し、宿継をもって名古屋へ送付した。サワラの種子の納品量が注分量を大きく下回った理由は、種子を採取できる「大木」が少なかったためであるという⁽²⁶⁾。

こうした木曾材木方からの種子の注文は、年によって内容が異なった。たとえば翌六年一月一七日には、ヒノキ・スギ・「なら槇」の種子が注文されている⁽²⁷⁾。この「なら槇」(ナラマキ)は、ミズナラ(オオナラ)を指す方言名である⁽²⁸⁾。これらのうちヒノキの種子の一部とミズナラの種子は武久が指揮を執って三浦山で採取したが、ヒノキの種子の残りについては川上村、スギの種子については付知村へ採取を指示している⁽²⁹⁾。

翌七年の事例になるが、武久が付知村庄屋へ種子の採取を指示した際の書状が明和七年「寅年中御用状留」に所収されているので確認する。

〔史料5〕

以手紙申入候、然ハ当年も杉の実沓、式升為取候様、倉林藤右衛門殿
 〆被申越候間、程宜キ時節被相考、沓、式升為取被申候様致度候、仍
 之申入候、以上

(明和七年)
 八月廿一日

(武久)
 内木彦七

付知村庄屋

忠左衛門殿⁽³⁰⁾

これによると、倉林からスギの種子一斗二升の注文を受けた武久は、付知村庄屋の忠左衛門に対し、適当な時期を見定めてスギの種子を採取するように申し入れている。「当年も」という表現に着目すると、この時期には

木曾材木方による種子の注文が、例年のこととして認識されていたことが窺える。ちなみに同九年一月二日、武久が忠左衛門へ宛てた書状には「当年も杉実御用ニ候間、少々取らせ候様只今頭衆より申来候」とあり、「杉実御用」という表現も使用されるようになった⁽³¹⁾。

このように武久は、木曾材木方から種子の注文を受けると、三浦山・濃州三ヶ村で種子の採取場所を検討し、必要に応じて加子母村・付知村・川上村の各庄屋へ種子を採取させた。種子は「孤包」に仕立てる等して、上松の木曾材木方役所や名古屋へ送付された。

それでは当時の種子の採取方法とは、どのようなものであったろうか。第二節ではヒノキの種子、第三節ではナラ類の種子について検討する。

(二) ヒノキの種子の採取

まず宝暦七年(一七五七)「丑年中御用状留」の記事に基づき、ヒノキの種子の採取方法について考察する。取りあげる事例は、先述した宝暦七年九月の注文である。

〔史料6〕

御請申上候口上之覚

檜実取候時節、未後レ不申候ハ、沓、式斗ニ而も三斗程ニ而も、人足を入、木品宜場所ニ而為取置候様ニと被仰付奉畏候、右ハ当夏も被仰付候故、先達而三升計為取置申候、最早時節後レ、実拔ケ候而、多ク取レ申間敷と奉存候、殊更人少ニ而為取申候而も容易ニ取レ兼可申相見候付、三ヶ村庄屋共へ申渡為取申候、勿論御停止木之儀ニ御座候得ハ、枝葉共痛ミ不申様ニ随分入念為取候様ニと申渡候、尚又私方へ

相届ケ申候ハ、重而升数何程と申儀可申上候、以上

(宝暦七年)
十月八日

(武久)
内木彦七

日 兵次郎様⁽³²⁾

この史料によると、木曾材木奉行の目下部兵次郎は、武久へ優良なヒノキが生育している場所で一〜三斗程の種子を採取し、送付しよう命じた。これを受けた武久は、前もって夏に出されていた指示に基づき、三斗程はすでに採取して保存してあるものの、当時は「実抜ケ」により、それほど多くの種子は採取できないとの見通しを述べている。そのうえで加子母・付知・川上の各庄屋に対し、御停止木であるヒノキの枝葉を痛めないよう注意しながら種子を採取するよう指示した旨を回答している。

ところで現代では、針葉樹の種子を採取する場合、立木に登って枝から球果をもぎ取る方法がしばしば採用される。球果とは針葉樹の果実を指し、たとえばマツの場合は、いわゆるマツボックリがそれにあたる。この球果は成熟すると裂開し、内包する多数の種子を飛散させるが、針葉樹の種子は細かいため一度飛散した種子の採取は困難である。そのため裂開する直前の球果をもぎ取り、乾燥させて種子を採取する方法が採用される⁽³³⁾。

これを踏まえると、前掲史料中の「実抜ケ」とは、球果が裂開して、なかの種子が飛散することを指すと考えられる。また採取にあたって「枝葉共痛ミ不申様」と注意している点に着目すると、一八世紀半ばの当該地域では、針葉樹の種子の採取に球果をもぎ取る方法が採用されていたことが窺える。針葉樹の種子を採取するためには、一定程度成熟しつつも、裂開する前の球果をもぎ取ることが重要である。つまり武久が目下部からの指示を受けた時点で、すでに大方のヒノキの球果は裂開して種子が飛散しており、種子が残っている球果を見つけ出すことは困難な状況にあったので

ある。

このように種子の採取にあたっては優良な個体が選定され、特にヒノキをはじめとする御停止木の種子の採取では、球果をもぎ取る際に枝葉を傷つけないよう細心の注意が払われた。史料制約から個別の検討はできないが、サワラやスギ等のほかの針葉樹の場合も同様の方法が採用されていたと考えられる。

(三) コナラ・ミズナラの種子の採取

次に明和五年(一七六八)「子年中御用状留書」の記事に基づき、ナラ類の種子の採取方法について検討したい。

同年八月、先述の通り木曾材木奉行の倉林藤右衛門は、武久に対してヒノキ・サワラの種子とともに「小ならまき」(コナラ)の種子三斗を注文した。ところが九月十七日、武久はこの注文に対し、「檜楨」(ミズナラ)の種子二斗七升を濃州中津川宿の油屋藤兵衛へ宿村継をもつて送付し、倉林が同地を訪れた際に手渡してもらえよう依頼した。武久がコナラの種子の注文を受けたのにもかかわらず、ミズナラの種子を送付した背景には、三浦山・濃州三ヶ村でコナラの種子を採取できなかったことがある。九月二一日、武久は大嶋直九郎・荒尾七蔵へ書状を送り、「三ヶ村内追々承合候処、当年之儀ハ小なら楨・大なら楨共一円実生不申由」と述べ、この年、濃州三ヶ村ではコナラ・ミズナラ(オオナラ)ともに果実が結実せず、種子を得ることができない旨を伝えている。そのうえで、「三浦山之儀、善右衛門三承合候処、右御山ニハ大なら楨実少々相見候段申聞候付、同人ニ申付遣候へハ、此間大なら楨実右御山ニ而拾わせ差越候」と述べ、三浦山に

はミズナラの果実が少々確認できたので、善右衛門へ指示を出し、拾い集めさせたと説明している。⁽³⁴⁾

ここでいう果実とは、いわゆるドングリのことである。前述の通り針葉樹の球果は内部に細かい種子を多数含んでおり、成熟すると裂開して種子を飛散させる仕組みになっているが、これに対してナラ類の果実は内部に種子を一つだけ有し、成熟しても裂けることなく地面に落下し、そのまま発芽する。このためナラ類等の広葉樹の種子を採取する場合、現代では枝葉の下に張った網で自然落下した果実を集める方法がしばしば採用される。⁽³⁵⁾ 自然落下した果実を集めるという点では、武久が善右衛門へ指示した方法も同様であった。

こうした樹木の果実（針葉樹の場合は球果）は毎年結実するとは限らず、周期的な豊凶がある。その理由は、結実によって消費した栄養分の回復に時間がかかり、さらに結実に影響をおよぼす気象条件が毎年異なるためと考えられている。ちなみにスギ・ヒノキ・ナラ類は、おおよそ二〜三年に一度豊作になるといわれている。⁽³⁶⁾ つまり明和五年は、三浦山・濃州三ヶ村ともにコナラ・ミズナラの結実の凶作年にあたり、特にコナラの結実は極めて不良であった。このため武久は、注文のあったコナラの種子の代わりに、三浦山でわずかに採取できたミズナラの種子を木曽材木方へ送付したのである。ちなみに木曽材木方は、その後、武久が注文に反してミズナラの種子を送付したことを問題としていない。

ところが九月二二日の記事によると、中津川まで送付されたミズナラの種子二斗七升は、三〜四升を除いて「悉く黒く腐り」、利用できない状態であった。このため倉林は、武久へ追加でミズナラの種子を四斗程採取し、「五、六日も能干」、送付しよう命じた。この点からは、倉林が種子の腐

敗理由を不十分な乾燥に求めていたことがわかる。しかし同二四日、荒尾浅右衛門は上役にあたる倉林の了解を得たうえで武久へ書状を送り、「干候而ハ腐リハ致シ申間敷候得共、追而蒔付候節身切はへ申間敷候」と述べ、乾燥させると腐敗はしないが発芽しなくなると説明し、ミズナラの種子を追加採取したら、しばらくは「日陰土之上」に広げて保存しておく、春になったら届けるよう改めて求めている。この点に関連して、同二九日の記事によると、実は武久も「中津川迄差立候節、干上ヶ候而ハ皮割レ候はへ申間敷候諸人申間候付早速差立申候」と述べており、ミズナラの種子を乾燥させると発芽しなくなるので、意図的に乾燥させず、中津川まで送付していたことが窺える。⁽³⁷⁾

ところで、コナラ・ミズナラが分類されるコナラ亜属の種子は、乾燥すると発芽能力を失う特徴があり、貯蔵する場合には乾燥を防ぎ、冷所で保存することが推奨されている。⁽³⁸⁾ 先の荒尾の指摘は、こうしたミズナラの種子の特徴を考慮したものであったといえる。荒尾がミズナラの種子に関する知識を有し、それに基づいて上役である木曽材木奉行倉林の出した指示を修正した点は、木曽材木方の意思決定過程を考察するうえでも重要であろう。

同二九日、武久は倉林へ書状を送り、種子の追加採取について、その首尾を報告した。これによると、武久は三浦山でミズナラの果実を捜索したものの、「殊更猪・鹿・猿等悉く拾ひ取候ニ付、此度も落葉之中を尋求、漸大なら実三斗四升程拾わせ加子母迄運せ申候」とあるように、イノシシ・シカ・サル等の野生動物が好んで食べてしまい、そのうえ落葉に隠れて見つけにくく、三斗四升しか拾い集めることができなかった。こうして採取した果実は、「私方竹藪之内ニ囲置申候、其俣差置候而ハ、寒気ニも

痛ミ、鼠等も取可申奉存候付、笹葉取かけ置申候」とあるように、竹藪の地面に広げておき、さらに寒気やネズミの食害を防ぐため笹の葉で覆いをし、春まで保存しておくという⁽³⁹⁾。

ちなみに明和六年「丑年中御用状留」一〇月二四日の記事によると、翌六年にもミズナラの種子が注文されているが、同年も結実は不良であり、武久は三浦山でようやく四斗程を採取している。また明和七年八月一七日、荒尾浅右衛門は武久に対し、「そたみ」の種子一〜二斗を注文している⁽⁴¹⁾。この「そたみ」は、広葉樹のコナラを指す方言名と考えられる⁽⁴²⁾。これに対して武久は、八月二一日、荒尾へ書状を送り、「当年ハ大なら榎・小なら榎共実多ク生り候段相聞候」と述べ、同年はコナラ・ミズナラ共に結実が良好であった旨を伝えている。そして九月二九日、武久はコナラの種子三斗五升余を俵に詰め、宿継をもって名古屋へ送付している⁽⁴³⁾。このように明和五年、六年とミズナラの結実は不良であったが、七年は良好であったことが知られる。

このようにナラ類の種子の採取・保存・送付にあたっては、周期的な結実不良に加え、動物による食害、乾燥による発芽能力の喪失等、多様な問題が存在した。こうした条件下で、武久は木曽材木方の注文に可能な限り応えるべく、コナラの代わりにわずかに結実が確認できたミズナラの種子を採取して、発芽能力保持のため意図的に乾燥させずに送付し、それが失敗すると、今度は保存のため寒気やネズミの食害を防ぐ方策を主体的に考案・実行したのである。

以上のように木曽材木方は武久へヒノキ・スギ・コナラ・ミズナラといった多様な樹木の種子を送付しよう命じた。指示を受けた武久は、必要に応じて加子母村・付知村・川上村の各庄屋に指示を出して三浦山・濃

州三ヶ村で種子を採取し、木曽材木方へと送付した。前章の検討結果と考えあわせると、こうした木曽材木方の取り組みは、信州木曾山地域と三浦山、濃州三ヶ村の各地で得られた優良な種子から、より生育の良い樹木を育成しようとするものであったと考えられる⁽⁴⁴⁾。

四 御巢山における村方の森林利用と跡地造林

(一) マツの根株の採取と跡地造林

明和期(一七六四〜七二)になると、濃州三ヶ村の御巢山では、植林が盛んに行われるようになった。本章では、その背景と意義を村方の森林利用との関係に着目して考察する。

〔史料7〕

乍恐御願申上候御事

一、当村細野・福崎御巢山御本切跡、松株御願申上候処、早速 仰付被下置難有奉存候、取懸り申候得共、折々雨天ニ付、当春ハ三ツ一通切取申候、此節農作ニ取懸り申候間、先達而御願申上候通、当秋農作之間時ニ切取候様ニ仰付被下置候様ニ奉願上候、御太切成御巢山之儀ニ御座候得者、折々見廻、随分麓末無之様ニ仕可申候間、右願之通仰付被下置候ハ、難有奉存候、已上

明和六年

(加子母村組頭四人、机頭

丑四月

一人、庄屋一人省略)

内木彦七殿^(武久)

右の史料は、明和六年(一七六九)四月、加子母村の村役人らが武久へ宛

てた願書である。これによると、加子母村は細野・福崎両御栗山のうち御材木仕出の跡地でマツの根株を採取する許可を得た。ところが雨天のため、三分の一程度を採取したところで農繁期に入った。そこで当初の採取期限を延長し、残りを秋に採取できるよう武久へ出願している。

また同じ四月には、加子母村の村役人らが、尾山御栗山について同様の願書を提出している。これを受けた武久は、四月二六日、木曾材木奉行の日下部兵次郎・倉林藤右衛門へ書状を送り、採取期限の延長を求める同村の願書二通を取り次いだ。この結果、五月一〇日付の彦七宛書状に「村方願之通夫々申渡候様可被致候」とあるように、加子母村の出願は許可された。ところが一二月、加子母村の村役人らが武久へ宛てた願書によると、「当村御材木御伐跡、福崎・細野・尾山右三ヶ所御栗山松株村方江御願申上、燈松ニ当春秋出精取申候得共、作方取入之後、殊之外長咳気仕、得取不申内ニ寒氣ニ向山水、取残申候ニ付御願申上候、来寅四月迄之内不殘取片付御注進可申上候」とあるように、体調不良や寒氣によって思うようにマツの根株の採取が進まず、さらに四月までの期限延長が出願された。これに対して武久は、一二月一六日、日下部・倉林へ再び書状を送り、「加子母福崎・細野之儀ハ末タ大分之株数、殊更毎日の雪降ニ而一向山入難仕相見へ申候」と、連日の降雪による作業遅滞を申し添え、同村の願書を取り次いだ。なお時同じくして、付知村も滝ヶ沢・馬小屋・吉本の各御栗山について同様の出願をしている。⁽⁴⁶⁾

ところで史料中の「燈松」(ともしまつ)とは、点火して照明に用いたマツのことである。地域によっては「明し松」(あかしまつ)とも称された。マツは松脂で知られるように、ほかの樹種と比べて可燃性の樹脂を多く含む。特に根の部分は油分が多く、細かく割って点火すると、行灯よりも明るい

光源になったという。⁽⁴⁷⁾

翌明和七年五月六日、武久は倉林へ書状を送り、加子母村・付知村による根株採取の首尾を次のように報告した。すなわち「付知村滝ヶ沢・馬小屋・吉本、加子母村福崎・細野・尾山、右六ヶ所御栗山御本伐跡松株之儀、当四月迄ニ不殘取仕舞申候、尤木怔悪敷燈松ニ不相成株、或ハ岩間等ニ御座候而難掘尺株少々ツ、相残り候」とあるように、両村の根株採取は出願通り四月までに完了した。ただし木質が悪く「燈松」に不向きなものや、岩場にあつて掘り取ることが困難なものは山中に残っているという。また六か所のうち福崎・細野・吉本の各御栗山については、「松株掘取候跡」へ「檜実」を直播した。そしてマツの根株採取が完了したからには、御栗山へ「以後堅入込申間敷旨」を両村に誓約させ「一札」とついている。⁽⁴⁸⁾

その後、木曾材木方は、福崎・馬小屋の両御栗山について根株の採取跡へヒノキ類の苗木を植栽するよう武久へ命じた。

〔史料8〕

去秋被仰付候付知・加子母御栗山松株取出シ跡檜類木苗植付之儀、三月中旬迄ニ加子母福崎御栗山内ニ五千式百五拾本、善右衛門植付させ申候、彦七儀当春持病差発り候ニ付、付知馬小屋御栗山之義ハ得植付ケ不申候間、当秋植付させ候様仕度奉存候、以上
(明和八年)
四月廿日

内木彦七^(武久)

倉 藤右衛門様

右紙面之趣承知候、以上

五月⁽⁴⁹⁾

右の史料によると、明和七年の秋、倉林は付知・加子母両村の御栗山のうちマツの根株の採取跡へヒノキ類の苗木を植栽するよう武久へ命じた。

これを受けた武久は、善右衛門に命じ、翌八年の三月中旬までに、加子母村の福崎御巢山へヒノキ類五二五〇本の苗木を植栽させた。しかし武久自身は持病で体調を崩したため、予定していた付知村の馬小屋御巢山への植林は実行できなかった。そこで武久は、植林を秋まで猶予してもらえらるよう倉林へ申し出た。これに対して倉林は、書状に継紙を付して「右紙面之趣承知候」と書き加え、武久へと返送している。武久が植林の時期として春と秋をあげている点からは、この時期の植林が苗木の活着に適していることを経験的に知得していた様子が窺える。⁵⁰

このように御材木仕出後に残されたマツの根株は光源として重要で、立ち入り禁止の御巢山であつても、許可を得れば村方が利用できた。ただし根株を採取する行為は、ややもすれば林地の荒廃をもたらすことになる。そのような意味で、武久によるヒノキ種子の直播、木曽材木方の指示に基づくヒノキ類の苗木の植栽は、林地の保全と御用木の育成を図る方策として重要である。

(二) 低木等の「下払」と跡地造林

御巢山において、御材木仕出で生じた残材のほかに、出願すれば村方が利用可能であつたものに「下木」と呼ばれる低木等がある。こうした低木等の伐採は、しばしば「下払」という表現で史料中に登場する。

〔史料9〕

乍恐奉願上候御事

一、細野・福崎・尾山、右三ヶ所御巢山之儀、小松立三而かなき・ぼや・柴生茂り申候ニ付、猪・鹿やとり申候而、御田地近所ゆへ田畑

尾張藩の造林政策と「三浦・三ヶ村御山守」

荒し、諸作物ニ差障り申候間、模寄百性甚迷惑至極ニ奉存候(中略)、御用ニ相立不申候下木・かなき・ぼや・柴迄不残下払之儀御免被成下、模百性薪木被下置候様奉願上候、下木下払申候得者御用相立申候木品生立宜敷御為メニも相成候半と奉存候、勿論御用立候木品薄キ所者、栗・檜・榎苗木模寄百性ニ為植可申候(中略)、御勘弁之上右御願申上候通り被仰付被下置候ハ、組頭差添下払仕、御用相立申候木品一切差障り申間鋪候、勿論火之元之儀太切ニ相守罷末無之様ニ仕可申候(中略)

天明六年

(加子母村惣組頭代一人、

午六月

組頭二人、庄屋二人省略)

内木彦七様

内木善左衛門様⁵¹

右の史料は、天明六年(一七八六)六月、加子母村の村役人らが武信へ宛てた願書である。これによると、細野・福崎・尾山の各御巢山には低木等が繁茂し、そこにイノシシやシカが生息して付近の田畑を荒らしていた。

そこで加子母村は、獣害を抑制するため、御用木にならない低木等を「下払」し、伐採した分は薪として下付してもらえよう出願した。「下払」をすれば、御用木になる樹種の生育も良好になるという。さらに御用木になる立木が少ない場所へは、クリ・ヒノキ・サワラの苗木を植栽させるとして、「下払」の許可を求めている。この出願は、六月二日、内木善左衛門から木曽材木方へ取り次がれ、許可されている。⁵²低木等の伐採は、林床に陽光を届きやすくし、ヒノキをはじめとする有用樹種の稚樹の生育を促すという点で効果的であつたと考えられる。

こうした「下払」跡への植林について、さらに「末代調宝記」⁵³から二点

の史料を引用しよう。

まず寛政元年（一七八九）三月の記事によると、「廿一日、（付知村）同村榎木沢御
 巢山下払跡、栗・杉・檜老万二千本、ヒ四千本、ス四千本、ク四千本、
 廿一日、廿三日両日ニ馬小屋下払跡、木苗老万七千四百四十本、内老万
 杉、七千四百拾壹本栗、山手代今井勘兵衛立会、為植置」とあるように、
 二一日、武信は付知村榎木沢御巢山の「下払」跡へ、クリ・スギ・ヒノキ
 各四〇〇〇本、合計一万二〇〇〇本の苗木を植栽させた。また二一日・
 二三日の両日には、同村馬小屋御巢山の「下払」跡へ、スギ一万本、クリ
 七一一一本、合計一万七一一一本の苗木を植栽させた。馬小屋御巢山での
 植林には、山手代の今井勘兵衛も立ち会った。

また寛政一一年三月一四日の記事によると、「未三月十四日、雨天、米
 沢御巢山下払跡、檜七百二十七本、杉六百八十四本、栗二千壹本、メ惣数
 三千四百拾貳本為植附申候」とあるように、武信は雨天のなか付知村米沢
 御巢山の「下払」跡へ、ヒノキ七二七本、スギ六八四本、クリ二〇〇一本、
 合計三四一二本の苗木を植栽させた。

このように御巢山における「下払」は、村方にとって獣害の抑制や薪の
 確保という点で重要であった。それゆえ村方は「下払」が御用木等の生育
 環境の整備にも繋がること、御用木が少ない場所へはヒノキやクリの苗木
 を植栽することを強調し、木曾材木方の許可を求めた。こうした跡地造林
 を視野に入れた「下払」は、武信や木曾材木方にとっても森林の健全な育
 成という観点から好ましいものであり、村方と武信・木曾材木方の間の利
 害が一致をみたことで成立した管理・利用方法であった。

（三）跡地造林の成果と枯損木・残材の活用

御巢山における跡地造林の意義を論じるためには、その実効性について
 明らかにする必要がある。ここではまず、引き続き加子母村による御巢山
 の森林利用を事例に跡地造林の成果を確認する。

天明七年（一七八七）正月、加子母村の村役人らは武信に願書を差し出し、
 先述した前年の「下払」作業中、明和五年（一七六八）に細野・福崎両御巢
 山で掘り取ったマツの根株の残りが当時「朽木」になっていると述べた。

そのうえで、この「朽申候松株」を改めて掘り取り、「燈松」に利用した
 いと出願した。さらに「右御願申上候通被仰付被下置候ハ、為御冥嘉株
 堀取申候跡ニ檜・榎苗木植付可申候」と記し、もし許可を得ることができ
 れば根株の採取跡へ冥加としてヒノキ・サワラの苗木を植栽するので、出
 願を許可されたいと主張した。⁵⁴

これに対して武信は、願書に次の書状を添えたものを木曾材木方へ送付
 し、同村の出願を取り次いでいる。

〔史料10〕

以手紙致啓上候、末余寒甚御座候得共、弥無御障り御座被成御勤行候
 様ニ承度奉存候、然者加子母村御巢山福崎・細野之内かなき下払村方
 願之通被仰付、右法切取申候跡ニ、宝曆五亥年御材木仕出跡、明和五
 子年右両御巢山松株、明松ニ加子母村庄屋・組頭・百姓中御願申上候
 所被仰付、松株取申置跡ニ檜・榎苗木植付倉林藤右衛門様被仰付候ニ付、
 私儀付右苗木為植置候処、只今檜長サ四、五尺分壹丈式、三尺程ニ茂
 相成申候間、中ニ者実成程ニも相成、御上之御為ニも相成申候而、亦々

村方今庄屋・組頭中右御巢山之内野松古株少々残り有之候ニ付、又々御願書付村方より差出シ申候間、願之通りニ被仰付被下置候ハ、松古株ニ而明松取申候跡、檜・樾・栗苗村人足ニ而植付仕り、人足賃者御願不申上候様庄屋・組頭・頭百姓申聞候間、左様御承知被成、御達シ被成、願之通りニ被仰付可被下候、依之村方今庄屋・組頭・頭百姓中願書付壹通今度受取差進申候間、御勘弁を以急々御達シ可被下候、無賃人足ニ而木苗植付被仰付候ケ御上之御為と奉存候、依之早々申達シ候、左様御承知之上御達シ可被下候、早々如此ニ御座候、以上

(天明七年)
正月廿三日

早川文左衛門様

内木善左衛門

(武久)
内木彦七

鈴木与三右衛門様

井上周左衛門様⁽⁵⁵⁾

右の史料によると、宝暦五年(一七五五)に細野・福崎両御巢山で御材木仕出があり、加子母村は明和五年に許可を得て、その跡地で「明松」用のマツの根株を採取した。この採取跡には、ヒノキ・コウヤマキの苗木を植栽するよう命じられた。これを受けた武信が、村人に指示して採取跡へヒノキ・コウヤマキの苗木を植栽させたところ、当時は高さ四尺〜一丈三尺(二二〇〜三九〇センチメートル)程に生長し、なかには種子を付けるものもあった。今回、村方は再び両御巢山に残るマツの根株を採取し、「明松」に利用したいと願った。そこで武信は、「人足賃者御願不申上」、村方の負担をもって、その採取跡へヒノキ・サワラ・クリの苗木を植栽するよう指示したので、同村の出願を許可されたいと申し入れた。武信は末尾で、「無賃人足」で苗木を植栽させることが「御上之御為」であるとも述べている。このように本章第一節でも言及した根株採取跡へのヒノキ類の植栽

は、約一五年後の天明七年の時点で、一定程度の成果をあげていたといえる。

次に、こうした跡地造林と村方による御巢山の森林利用について検討を深めるため、「末代調宝記⁽⁵⁶⁾」の記述を確認する。

寛政四年(一七九二)二月一六日の記事によると、「尾山御巢山なら・桂、風折・根埒⁽⁵⁷⁾り木、村方願付、薪ニ被下置、伐取跡、栗木苗式千五百五拾本為植附申候」とあるように、村方の出願に基づき、加子母村尾山御巢山にある風倒木や根返木(根ごと倒れた木)が薪として下付された。そこで武信は、その跡地へクリの苗木二五五〇本を植栽させている。

寛政七年二月の記事によると、「同二月十日小郷へ入込、杉ヶ平檜枝・枯松百三拾六本、村方薪ニ為伐、右跡ニ栗苗小和知ニ而千八百八拾本、小郷ニ而三千六百拾本為植附、十四日ニ引取り申候」とあるように、加子母村杉ヶ平御巢山に放置されていたヒノキの枝やマツの枯木一三六本が、村方へ薪として下付された。そこで武信は、その跡地へクリの苗木五四九〇本を植栽させている。

このように御巢山に放置された枯損木や、伐採跡地に残された根株・枝は、村方の出願により「燈松」や薪として下付された。また村方による低木等の「下払」と薪への利用も許可された。これらの跡地へは、ヒノキ・スギ・クリ等の苗木が植栽された。こうした跡地造林は、当初、木曾材木方からの指示で実施されたが、次第に枯損木・残材下付の許可を得やすくするための手段としても主張されるようになったことが窺われる。こうした枯損木・残材の利用と「下払」、その後の跡地造林は、御用木の生育環境の整備、積極的な苗木の植栽という点で、森林の健全な育成に重要な役割を果たした。この跡地造林の差配を行ったのが、「三浦・三ヶ村御山守」

であった。太田氏によると、宝暦・明和期には、濃州三ヶ村山で御材木仕出が盛んに行われた。⁽⁵⁷⁾ こうした御材木仕出の活性化は、御巢山に大量の残材を生じさせたであろう。この時期には御巢山の残材利用が盛んになり、それと並行するかたちで跡地造林の進展がみられたといえる。とはいえ、本章で検討した事例からわかるように、すべての残材利用跡で造林が行われたわけではない。こうした跡地造林は、天然更新を基本とする濃州三ヶ村山の育成を部分的に補助し、かつ目的に沿った森林へとゆるやかに誘導する機能があったと考えられる。本章で取りあげた事例に即していうと、武信や木曾材木方はマツの伐採跡地へヒノキやコウヤマキを造林することにより、生育する樹種のコントロールを図っていたといえよう。

五 御材木仕出後の跡地造林と山引苗の調達

跡地造林は、村方による枯損木・残材利用や「下払」の跡地のみで実施されたわけではなく、藩による御材木仕出後の跡地でも行われた。本章では御材木仕出後の跡地造林の様相を明らかにし、あわせて苗木の調達方法についても確認したい。

まず「末代調宝記」⁽⁵⁸⁾のなかから、御材木仕出後の跡地造林に関する記述を引用する。

天明八年（一七八八）九月の記事によると、「同廿日加子母出立、川上山巢乗・長坂・竿根御巢山御材木仕出申候跡、株木口印入相始り候筈ニ付、廿日ニ奥の沢へ日用式人召し連、檜苗三千式百本為取、外ニ杉苗百六十本為取、廿一日巢乗甚左衛門着せりヨリ株木口印入、木苗植始メ」とあるように、武信は奥の沢へ日用二人を連れてヒノキの苗木三二〇〇本、スギの苗

木一六〇本を掘り取り、川上村の巢乗・長坂・竿根の各御巢山のうち御材木仕出跡へ、株木口印入の作業と並行して植栽した。

また翌二二日の記事によると、「廿二日甚左衛門ヨリ二手ニ成、株木口印入掛、檜苗植方御材木御本伐跡株壹本檜苗貳本宛ニ、山手代老人宛ニ持添植申候」とあるように、武信らは二手に分かれた山手代らに同行し、株木口印入の作業と並行して、本伐した切株一つにつき苗木二本の割合でヒノキの苗木を植栽した。切株の数に対し、二倍の本数の苗木が植栽された理由は、一定程度の苗木が枯死することを想定し、予備の苗木を植栽しておくことで、森林の回復を確保しようとしたためと考えられる。

寛政二年（一七九〇）七月には、三浦山の御材木仕出跡でも植林が実施されている。

〔史料11〕

今月二日出御状、去ル七日ニ相届致拜見候、弥各様方御安全被成御勤候由奉珍重候、然者三浦御本切跡木苗植付并株木口印入候趣御申越シ被成承知いたし候得共、此間ハ御巢鷹御用ニ相懸り候ニ付、株木口印入ニハ少々間ハ善左衛門相勤申筈ニ候、私儀も御巢鷹御用相済次第ニ替相越シ申候間、左様御承知被成下候、檜苗者三浦山ニ者相見不申候、御境道筋谷筋ニも少々有之候得共、三ヶ村ニ「破損」遣シ候様ニ相見申候、左様御承知被成下候⁽⁵⁹⁾

右の史料は「御用状留」と推察される史料の寛政二年五月頃の記事である。差出・宛所・年月日をいずれも欠き、冒頭の「今月二日出御状」も確認できないが、文面から武信が木曾材木方へ差し出した書状と考えられる。これによると、三浦山のうち御材木仕出後の跡地で、株木口印入と苗木の植栽を実施するという。武信自身は「御巢鷹御用」のため株木口印入

の作業に遅れて合流するが、その間は善左衛門が代わりを務める予定であった。植林に用いる苗木については、三浦山に適切かつ十分なヒノキの稚樹がみられないと報告している。

そのため武信は、三ヶ村の山々に苗木を求めた。「末代調宝記」⁽⁶⁰⁾によると、「三浦山柵小屋ニ、御植附檜苗式万六百本、加子母山々調差遣申候、植附御役人福川利左衛門・白木友次郎方へ遣ス」とあるように、ヒノキの山引苗二万六〇〇本を加子母村で調達し、「植附御役人」の福川・白木へ送付している。

このヒノキの山引苗二万六〇〇本は、寛政二年「戌年三浦山檜苗為取運人足帳」⁽⁶¹⁾によると、同年六月二七日から七月一三日にかけて、加子母本郷から小郷を経由して三浦山の柵小屋まで運搬された。人足は二二人日を要した。

七月二八日、植林の担当者である福川・白木は武信へ書状を送り、「檜苗植付之儀も廿四日迄三相済申候付、所々ニ立札為致置候間、左様御承知可被下候」⁽⁶²⁾と述べ、二四日までにヒノキの山引苗の植栽が完了し、所々にそれを示す立札を設置した旨を伝えた。この点は、武信が三浦山における苗木の植栽自体には関与していないことを窺わせる。

このように御材木仕出後の跡地造林では、株木口印入の作業と並行して植林が実施された。苗木には周辺で採取された山引苗が使用され、⁽⁶³⁾切株一つにつき苗木二本の割合で植栽された。なお田原氏は、天明六年八月、木曾谷中村々に対してヒノキ・雑木の植栽が命じられ、この際、山中の小生(稚樹)を大切に育成して苗木とすること、苗木は伐採跡地の切株ごとに二、三本ずつ植栽すること等が命じられた点を指摘している。⁽⁶⁴⁾こうした信州木曾山と三浦山・濃州三ヶ村山における造林政策の異同については、今

後の追究が必要である。

おわりに

本稿では、尾張藩の造林政策に着目し、それに果たした「三浦・三ヶ村御山守」の役割を考察した。その要点は次の通りである。

延享期(二七四四〜四八)における御植木林の創出を契機にして、一八世紀後半の三浦山・濃州三ヶ村では造林政策が推進された。宝暦〜明和期(二七五一〜七二)には、木曾材木方と御山守により、スギ実生苗の育成が試験的に行われた。育苗では生育を促進するために肥料が施され、風雨による散乱や直射日光による乾燥を防ぐことができる鋸屑等が散布された。宝暦期(二七五一〜六四)にはスギ実生苗の育成だけでなく、ヒノキの種子の直播試験も行われた。このように木曾材木方は、他所で採取させたスギ・ヒノキ類の種子を武久へ送付し、育成試験を行う一方で、武久に命じて三浦山・濃州三ヶ村から多様な樹木の種子を調達させた。武久への種子の注文は宝暦期からみられるが、それが本格化するのには明和期(二七六四〜七二)のことであった。武久は注文を受けると、必要に応じて加子母村・付知村・川上村の各庄屋へ種子を採取させ、上松の木曾材木方役所や名古屋へ送付した。種子の採取にあたっては優良な個体が選定され、特にヒノキをはじめとする御停止木の種子の採取では、球果をもぎ取る際に枝葉を傷つけないよう細心の注意が払われた。ナラ類の種子の採取では自然落下した果実を集める方法が採用されたが、周期的な結実不良に加え、動物による食害、乾燥による発芽能力の喪失等、多様な問題が存在した。こうした木曾材木方の取り組みは、信州木曾山地域と三浦山、濃州三ヶ村の各地

で得られた優良な種子から、より生育の良い樹木を育成しようとするものであったと考えられる。

明和期以降、濃州三ヶ村の御巢山では、ヒノキ・スギ・クリ等の植林が盛んに行われるようになった。⁽⁶⁵⁾宝暦～明和期における濃州三ヶ村山での御材木仕出の活性化を背景に、この時期には御巢山の残材利用が盛んになり、それと並行するかたちで跡地造林の進展がみられた。また御巢山では村方による低木等の「下払」と薪への利用も許可された。枯損木・残材の利用と低木等の「下払」、その後の跡地造林は、御用木の生育環境の整備、積極的な苗木の植栽という点で、森林の健全な育成に重要な役割を果たした。こうした跡地造林は、天然更新を基本とする濃州三ヶ村山の育成を部分的に補助し、かつ目的に沿った森林へとゆるやかに誘導する機能があつたと考えられる。この跡地造林の差配を行ったのが、御山守であった。また跡地造林は、村方による枯損木・残材利用や「下払」の跡地のみで実施されたわけではなく、藩による御材木仕出後の跡地でも行われた。御材木仕出後の跡地造林では、株木口印入の作業と並行して植林が実施された。苗木には周辺で採取された山引苗が使用され、切株一つにつき苗木二本の割合で植栽された。

ところで明治五年（一八七二）には、新政府による森林政策の模索のなかで、内木武敬が「三浦・三ヶ村御山守」の任を解かれた。⁽⁶⁶⁾これにより生計を立てるのが困難となった武敬は、同一年九月、内務省地理局岐阜出張所へ願書を提出している。⁽⁶⁷⁾ちなみに旧尾張藩領の御林は同二年の時点で官林に編入され、岐阜県管理時代を経て、同一年には内務省地理局に直轄化された。⁽⁶⁸⁾願書の提出先である岐阜出張所は、その出先機関である。

武敬はこの願書のなかで、祖先が「御巢山等ニ御捨り可相成根本・古

木・雑木」を採取した跡地へヒノキ・スギ等を植林したことを述べ、これらが官林に編入されたあとは、莫大な利益をあげるほど良質な森林になったと、その功績を訴えた。そのうえで、祖先が三ヶ村の御巢山へ植栽したヒノキ・スギ等のうち一割を手当として下付されたいと主張した。しかし武敬の願書は、翌二年三月、地理局長桜井勉の名前で「書面願之趣難聞届候事」と却下された。その後、武敬は祖先の植木の下付願を繰り返し返したが、管見の限り、こうした出願が許可された史料は確認できない。

ところが武敬の粘り強い出願・交渉が奏功したのか、同一年一月二八日、武敬は山林局の「植樹御用掛」に任じられた。⁽⁶⁹⁾山林局は、江戸時代以来の内木家の実績を評価し、内木武敬を「植樹御用掛」に任命したものと考えられる。このように本稿で指摘した跡地造林は、明治期の内木家にとっても重要な意味をもつ。しかし本稿は、主に一八世紀後半を分析対象とし、一九世紀の植林については考察できなかった。今後は三浦山・濃州三ヶ村山における植林の展開を明治期まで視野に入れて明らかにし、それに果たした内木家の役割を考察したい。

註

- (1) 徳川義親『木曾山』（私家版、一九一五年）。所三男『近世林業史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）。太田尚宏『森林政策から見た徳川三百年』（徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』東京堂出版、二〇一一年）二～四頁。
- (2) 太田尚宏①「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』——濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から——」（徳川林政史研究所『研究紀要』五二、二〇一八年）一～一九頁。
- (3) 前掲、所『近世林業史の研究』六三三頁。
- (4) 藤田佳久『日本・育成林業地域形成論』（古今書院、一九九五年）一〇三～

一〇六頁。

- (5) 前掲、徳川『木曾山』二二二～二二三、二九九～三〇二頁。
- (6) 田原昇「長崎奉行兼勘定奉行石谷清昌による差木事業―信州伊那山を事例に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』三九、二〇〇五年)五五～七七頁。同「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相」(徳川林政史研究所『研究紀要』四一、二〇〇七年)一〇～一二頁。同「近世木曾山における『新規立林』の様相」(徳川林政史研究所『研究紀要』四二、二〇〇八年)四四頁。
- (7) 前掲、所『近世林業史の研究』七三三頁。
- (8) 岐阜県編『岐阜県林業史』中巻(美濃国編)(岐阜県山林協会、一九八五年)二二三～二二六頁。
- (9) 太田尚宏②「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』一四、二〇一八年)一～二五頁。同③「『木曾五木』と濃州三ヶ村」(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、二〇一八年)二～二二頁。前掲、太田①。
- (10) 前掲、太田①二、一七頁。
- (11) 以下、御山守と内木家の概要については、前掲、太田①②③を参照。
- (12) ①は三浦山で国境確定のため笹・雑草を刈り取る作業と、御留山である三浦山(御巢山も設定)の巡視、②は加子母村・付知村・川上村の御留山・御巢山の巡視、③は御山見廻りを通じた盗伐の摘発・吟味、④は三ヶ村の家作に御停止木等が利用されていないかどうかの検査、⑤は御山見廻りに要した日数や人足等の報告、⑥は村方の出願内容の確認と木曾材木方への取り次ぎである。
- (13) 延享四年「指出申一札之事」(内木家文書 B 二九一―二〇一―〇五、内木哲朗氏所蔵、以下内木家文書については所蔵表記を省略する)。
- (14) 明和三年「戌年中御用状留書」(内木家文書 B 五九一―〇五―一〇)。
- (15) 宝暦一〇年「辰年中御用状留書」(林三八八第三冊、徳川林政史研究所所蔵、以下同研究所所蔵史料については林三八八のように史料番号のみを示す)。
- (16) 前掲、宝暦一〇年「辰年中御用状留書」。
- (17) 明和五年「子年中御用状留書」(林三八八第八冊)。
- (18) 明和五年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書 B 五九一―〇五―一〇)。

尾張藩の造林政策と「三浦・三ヶ村御山守」

- (19) 前掲、宝暦一〇年「辰年中御用状留書」。
- (20) 天明七年「御用状留書」(内木家文書 B 六四一―〇一―二六)。
- (21) 「檜実苔之内へ春御時附御心見につき書状」(内木家文書 B 五三一―二一―〇四)。
- (22) 木下勇作「ヒノキの発芽における発芽床としての蘚類の影響」(『第二二八回日本森林学会大会学術講演集』二〇一七年)二六〇頁。木下勇作・大住克博「発芽床としての蘚類の形態と状態がヒノキの発芽に与える影響」(『第一二九回日本森林学会大会学術講演集』二〇一八年)二二六頁。ただしコケの種や構造によっては、発芽・生存が阻害される場合もあるという。
- (23) 宝暦七年「丑年中御用状留書」(林三八八第一冊)。
- (24) 前掲、明和五年「子年中御用状留書」。
- (25) 農商務省山林局編『日本樹木名方言集』(大日本山学会、一九一六年)八九～九〇頁。
- (26) 前掲、明和五年「子年中御用状留書」。
- (27) 明和六年「丑年中御用状留書」(林三八八第九冊)。
- (28) 前掲、農商務省山林局編『日本樹木名方言集』九二～九三頁。
- (29) 前掲、明和六年「丑年中御用状留書」。
- (30) 明和七年「寅年中御用状留書」(林三八八第一〇冊)。
- (31) 前掲、明和七年「寅年中御用状留書」。
- (32) 前掲、宝暦七年「丑年中御用状留書」。
- (33) 川名明ほか「造林学」(朝倉書店、一九九二年)七二～七三頁。堤利夫編『造林学』(文永堂出版、一九九四年)一三～一四頁。
- (34) 前掲、明和五年「子年中御用状留書」。
- (35) 前掲、川名ほか『造林学』七〇～七三頁。
- (36) 前掲、川名ほか『造林学』七〇～七一頁。
- (37) 前掲、明和五年「子年中御用状留書」。
- (38) コナラ属樹種の種子の特徴と保存に関するこれまでの議論は、木村恵・山田浩雄・生方正俊「コナラ属樹種における種子の長期保存に関する問題点」(『森林遺伝育種』第四巻第三号、二〇一五年)一〇五～一四四頁に詳しい。

- (39) 前掲、明和五年「子年中御用状留書」。
- (40) 前掲、明和六年「丑年中御用状留」。
- (41) 前掲、明和七年「寅年中御用状留」。
- (42) 前掲、農商務省山林局編『日本樹木名方言集』八九〜九〇頁によると、尾張地方ではコナラのことを「ソダメ」ともいった。
- (43) 前掲、明和七年「寅年中御用状留」。
- (44) 明和九年「辰年中御用状留」(林三八八第一二冊)によると、明和九年一二月には、木曽材木方を通じて「山城守殿(付家老竹腰家六代勝起)から「明檜之実 老升程」の注文があった。
- (45) 前掲、明和六年「丑年中御用状留」。
- (46) 前掲、明和六年「丑年中御用状留」。
- (47) マツの照明利用については、千葉徳爾『増補改訂はげ山の研究』(そして、一九九一年)二三〇〜二三三頁を参照。
- (48) 前掲、明和七年「寅年中御用状留」。
- (49) 「(御巢山松株取出シ跡檜類木苗植付之儀につき書状)」(内木家文書 B五九一 一六―一〇六)。この史料は年代を欠くが、明和八年「御山方御用并諸事日記」(内木家 B五九一―一五―一〇九)三月六日条に「善右、福崎へ植木ニ相越候」とあることから、明和八年のものと考えられる。
- (50) 前掲、堤編『造林学』一六頁によると、スギ・ヒノキの「植付けは秋植えもあるが、普通、春植えが多い」という。
- (51) 天明六年「午年御用状留書」(林三八八第二二冊)。
- (52) 前掲、天明六年「午年御用状留書」。
- (53) 「末代調宝記」(内木家文書)。同史料は武久が安永四年に死去し、同年武信がその跡を継いで「三浦・三ヶ村御山守」に就任し、武協が「三浦・三ヶ村御山守見習」となつてからの事績等をまとめたもので、文政元年までの記事を含む。
- (54) 前掲、天明七年「(御用状留)」。
- (55) 前掲、天明七年「(御用状留)」。
- (56) 前掲、「末代調宝記」。
- (57) 前掲、太田③四頁。
- (58) 前掲、「末代調宝記」。
- (59) 「(御用状留帳)」(内木家文書 B六五―一〇二―一〇六)。
- (60) 前掲、「末代調宝記」。八月の記事に含まれているが、七月の誤りであろう。
- (61) 寛政二年「戊年三浦山檜苗為取運人足帳」(内木家文書 B六五―一〇二―一〇三)。
- (62) 「(御用状留帳)」(内木家文書 B六五―一〇二―一〇六)。
- (63) 前掲、天明七年「(御用状留)」二月二六日の記事によると、武信は「七宗御山守」多々羅次郎右衛門へも、アスヒ・サワラの山引苗を供給している。
- (64) 前掲、田原「近世木曾山における『新規立林』の様相」四四頁。
- (65) クリの植林の背景としては、石谷清昌が幕領へクリの植林を推奨した点が注目される。太田尚宏「武蔵野新田の『御栗林』」(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』Ⅱ、東京堂出版、二〇一五年)一九五頁参照。
- (66) 前掲、太田③九頁。
- (67) 「(御植木ノ義ニ付願書留)」(内木家文書 B八一―一〇八―一〇五)。
- (68) 明治初期の森林政策については下記を参照。岐阜県編『岐阜県林業史』下巻(近代編(岐阜県山林協会、一九八七年)七〜二六頁。太田尚宏「森林をめぐる明治維新―御林から官林へ―」(徳川林政史研究所編『江戸時代の古文書を読む』徳川の明治維新、東京堂出版、二〇一一年)二四二〜二四九頁。
- (69) 明治一三年「(植樹御用掛任命御指令)」(内木家文書 B八三―一〇六―一〇七)。

〔附記〕

内木家文書の調査や本稿の作成にあたっては、史料所蔵者である内木哲朗氏にたいへんお世話になった。また本稿は、二〇一八年九月二八日に岐阜県中津川市ふれあいのやかたで開催した、徳川林政史研究所公開講座「かしの歴史講演会」での報告内容を再構成したものである。当日は地元の方から当該地域の造林技術等について、貴重なご教示を得た。心より御礼申し上げる。